

清掃作業基準仕様書

鳥取県立鳥取聾学校

この仕様書は、鳥取県立鳥取聾学校校舎清掃作業（以下「作業」という。）を示すものであり、現場の実情に応じ、軽微な事項は本書に明記していない事項であっても、委託者が美観又は建物管理上必要と認めた作業は、契約金額の範囲内で受託者はこれを実施するものとする。

- 1 作業の対象は、別紙校舎清掃面積表及び鳥取聾学校清掃平面図のとおりとする。
- 2 作業に使用する材料は、すべて品質良好なものとする。
- 3 損害その他
 - (1) 建物、工作物、器具、備品等にき損を発見した時、又は損害を与えた時は、直ちに委託者に報告し、その指示を受けるものとする。
 - (2) 作業に当たっては、委託者の業務に支障を与えないものとする。
 - (3) じんあいを飛散させないものとする。
 - (4) 火気には特に注意し、引火性物質は使用しないものとする。
 - (5) 不衛生な措置をとらないものとする。
- 4 作業仕様
 - (1) 日常清掃
 - ア ちり払い
床、壁、天井等で、手の届く範囲は、ハタキ、電気クリーナー等を使用し、入念にちり払いする。
 - イ 床掃除
床の掃き掃除は、電気クリーナー又はほうき等（ダスターモップ等も可。）を使用する。備品類で用意に移動し得る物は移動して作業する。体育館及び講堂の清掃は、備え付けのモップで清掃する。
 - ウ 便所掃除
床及び便器等を水洗いし、布拭き又はモップかけをする。トイレトペーパー等は必要に応じて委託者から現品支給を受け、備え付けるものとする。
便所の汚物入れ等は、汚物を所定の場所に捨て、容器の内外を水洗いする。
便器、洗面台、流し類は、入念に水洗いの上、布拭きする。
鏡は水拭きの後、乾布で仕上げ拭きをする。
 - エ その他
廊下、階段の手すりは乾布で入念に拭くこと。乾布で落ちにくい汚れは、水拭き又は洗剤を使用して落とすこと。

窓わく、窓台等は必要に応じて雑巾拭きをする。

湯沸台、流し等は、実情に応じて水洗い又は雑巾拭きをする。

茶がら、紙くず等は所定の場所に捨て、容器は水洗いする。

壁面の汚れ部分は、乾布等で入念に拭き取るとともに、壁材に応じて洗剤等を使用する。

(2) 定期清掃

ア 床面タイルは、電気クリーナーなどでじんあいを取り除き、付着している汚れは洗剤で落とし、床材に適したワックスを適量塗布する。

イ 講堂、体育館の木製床へのワックス塗布は、床材への水分の影響を最小限に抑える方法で行う。

ウ カーペット洗浄は、材質に適した機材、洗剤等を使用し、洗浄後の乾燥は特に念入りに行う。

エ ランチルーム用マット洗浄は、材質に適した機材、洗剤等を使用し、洗浄後の乾燥は特に念入りに行う。持ち帰って洗浄する場合は、委託者が指定する期日までに納入すること。

オ グリストラップ内に堆積した油脂分、ゴミ等を吸引し、バスケット及び壁面を清掃すること。

(3) 特別清掃

ア 窓ガラスクリーニング（年1回）

全館の窓ガラスを両面とも水又は洗剤で汚れを取り、水切り等の仕上げを行う。

イ エアコンフィルター清掃（年1回3月）

フィルターを取り外し、電気クリーナー等で埃を取り除く。

5 作業従事者

作業従事者の配置に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 作業工程に支障が生じることがないように適切な数の作業従事者を配置すること。

(2) 日常清掃又は定期清掃、もしくは特別清掃における作業従事者には、常時雇用の障がい者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。）を1名以上配置すること。

(3) 作業開始の前日までに作業従事者の氏名を記載した作業従事者配置表を委託者に提出すること。

(4) 契約権限を委任された者は、作業従事者配置表の提出時に、作業従事者のうち障がい者である者について、常時雇用していること及び障がい者であることを証明できる書類等の写しを委託者の担当者に提示し、確認を受けること。（写しの提出は不要。）

なお、この確認ができない場合は、契約の解除条件の一つとなるときもあること。

また、上記による提示及び確認を受けることについて、事前に障がい者である者に対して同意を得ておくこと。